

国立大学法人鹿児島大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

平成19年10月26日
事務局長裁定

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)が発注する建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約担当役は、各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)又は本学における物品の製造等に係る競争参加資格を有する者及びその他の者(以下「業者」という。)が、別表第1及び別表第2(以下「別表」)の左欄に掲げる措置要件の一つに該当する場合は、情状に応じて同表の右欄及びこの要項の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

- 2 取引停止の対象となる事案は、公共機関からの情報によるもののほか、鹿児島県内で販売される日刊紙等主要報道機関の報道により知り得たものとする。
- 3 別表の左欄に掲げる措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとの規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めたときはこの限りでない。

(取引停止の期間の特例等)

第4条 業者が一つの事案により別表の左欄に掲げる措置要件の二つ以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する同表右欄の期間の最も長い期間をもって取引停止期間とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表の右欄に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 別表の左欄に掲げる措置要件に係る取引停止の期間中及び取引停止の期間満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表の左欄に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2の左欄に掲げる第1号から第10号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2の左欄に掲げる第1号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 前項第1号に規定する取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 4 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の業者しか取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、購入等契約の目的を達成することができない場合
- (3) 現に契約履行中の購入等契約に直接関連する購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(指名等の取消し)

第5条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合、並びにこれらに基づき入札書等が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 契約担当役は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、別紙様式の「取引停止措置(解除)通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部長に対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月10日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月26日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

別紙

取引停止措置（解除）通知書

鹿大財第 号
年 月 日

住所

称号又は名称

代表者氏名

殿

国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長

印

下記理由により貴社（殿）を取引停止（解除）しましたので、通知します。

記

1. 取引停止（解除）

取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ か月間）

取引停止解除期日： 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（解除）の理由

4. 提出済の入札（見積）書等の取扱い

取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済の入札（見積）書等は無効とします。

○問い合わせ先

国立大学法人鹿児島大学

TEL 099-285-7120（財務部財務課総括・照査係）

(別表第1) 事故等に基づく措置基準 (第3条関係)

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の購入等契約(以下「本学発注契約」という。)に係る手続きにおいて、一般競争入札参加資格審査申請書、同競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 他の公共機関における購入等契約で、2に掲げるもの以外のもの(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行った場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 2に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>7 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>9 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>10 前各号に準ずる行為等により、本学発注の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 前各号に準じて契約担当役が定める期間</p>

(別表第2) 贈賄、不正行為等に基づく措置基準 (第3条関係)

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 本学の役員又は職員に対する贈賄 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 他の公共機関の職員に対する贈賄 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の国立大学法人及び官公庁等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 次のイ、ロに掲げる購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会の排除措置命令または、課徴金納付命令が出されたとき。</p> <p>イ 本学発注契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>命令が出されたことを知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>4 本学発注契約に関し、次のイ、ロに掲げる者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(10に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般職員等又は使用人</p> <p>5 他の公共機関の契約に関し、次のイ、ロに掲げる者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(10に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

イ 代表役員等 ロ 一般職員等又は使用人	3か月以上12か月以内 2か月以上12か月以内
<p>(暴力団関係者)</p> <p>6 業者である個人若しくは業者の役員又は業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められたとき。</p> <p>7 業者である個人又は業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>8 業者である個人又は業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
<p>(その他)</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 必要があると認められる 期間